

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部改正の概要

1. 改正の趣旨

- (1)令和4年7月にリニューアルオープン予定のプラネタリウムドーム及びその附属設備(以下「プラネタリウムドーム等」という。)の使用に関して、このたび貸館利用を可能とすることに伴い、使用の許可・届出について定めるため。
- (2)科学館内における行為許可、行為の制限について定めるため。
- (3)プラネタリウムドーム等の使用料の返還・減免等の手続きについて定めるため。
- (4)附属設備に係る使用料を定めるため。
- (5)科学館内において、科学館の管理運営上支障のある禁止行為を定めるため。
- (6)指定管理者の指定の申請に係る書類を定めるため。
- (7)開館時間外におけるプラネタリウムドーム等の使用にかかる開演時間を定めるため。

2. 改正の概要

- (1)プラネタリウムドーム等の使用許可又は使用に当たって入場料、受講料その他の対価を収受するとき若しくは営利目的で使用するときの届出について必要な事項を規定する。

〔使用の許可〕

- ・プラネタリウムドーム等の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ様式によるプラネタリウムドーム等使用許可申請書(以下「使用許可申請書」という。)を市長に提出する。
- ・使用許可申請書は、使用しようとする日の6月前の日から3月前の日まで受け付けるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。
- ・使用の許可をしたときは、使用許可申請書を提出した者に、様式によるプラネタリウムドーム等使用許可書(以下「使用許可書」という。)を交付する。

≪様式への記載事項≫

様式名	記載事項
使用許可申請書	①申請者情報(住所、氏名、電話番号)、②使用目的、③主催・共催・後援者名、④使用日時、⑤入場券の種類、⑥入場料の有無、⑦展示品・頒布品・販売品の有無、⑧使用(入場)予定数、⑨持込み機材の使用
使用許可書	

〔届出事項〕

- ・入場料、受講料その他の対価を収受する場合における当該金額
- ・催物その他の施設の使用により行おうとする事業の内容
- ・上記のほか、許可を行うかの判断をするにあたり特に記載が必要と認める事項

- (2)科学館内の行為許可、行為の制限について規定する。

〔行為の許可〕

- ・条例第7条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ様式による行為許可申請書を市長に提出する。
- ・行為の許可をしたときは、行為許可申請書を提出した者に、様式による行為許可書を交付する。

≪様式への記載事項≫

様式名	記載事項
行為許可申請書	①申請者情報(住所、氏名、電話番号)、②使用責任者(住所、氏名、電話番号)③目的、④期間、⑤場所、⑥内容
行為許可書	

〔行為の制限〕

- ①寄附金品の募集その他これに類する行為
- ②物品の販売その他これに類する行為
- ③録音、録画その他これに類する行為
- ④前 3 号に掲げるもののほか、条例第 21 条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が別に定める行為

(3)プラネタリウムドーム等を使用する場合を「使用料」、従来規定していた業として写真又は映画の撮影、広告、宣伝その他これらに類する行為をするときを「行為使用料」と定義し、それぞれ「使用料」、「行為使用料」の返還、減免に関する基準等の必要な事項を規定する。

①使用料の返還

返還の理由	返還の額
①天変地異、不可抗力、その他使用者の責めに帰すことのできない理由により施設等の使用ができないとき ②市長が管理運営上、公益上やむを得ない理由により使用の許可を取り消したとき	全額
③使用者が使用日の3か月前までに市長に申し出て、使用許可を取り消したとき	7割相当額
④使用者が使用日の1か月前までに市長に申し出て、使用許可を取り消したとき	3割相当額

②行為使用料の返還

返還の理由	返還の額
①天変地異、不可抗力、その他使用者の責めに帰すことのできない理由により施設等の使用ができないとき ②市長が管理運営上、公益上やむを得ない理由により使用の許可を取り消したとき	全額

③使用料の減免

減免の理由	減免の種類
①国、地方公共団体がプラネタリウムドーム等を使用するとき	免除
②その他、市長が特に必要があると認めるとき	市長が必要と認める額の減額 または免除

④行為使用料の減免

減免の理由	減免の種類
①国、地方公共団体が施設等を使用するとき	免除
②その他、市長が特に必要があると認めるとき	市長が必要と認める額の減額 または免除

(4) 附属設備に係る使用料について規定する。

条例別表第2第2号に規定する附属設備の使用料の額は、次の表のとおりとする。

種別	単位	使用料(円)
映像設備	1式1時間につき	4,000
音響設備	1式1時間につき	5,200
照明設備	1式1時間につき	1,080

(5) 科学館内における科学館の管理運営上支障のある禁止行為について規定する。

- ① 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- ② 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為、その他他人の迷惑になる行為
- ③ 科学館内の施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為
- ④ 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙
- ⑤ 所定の場所以外の場所への立入り
- ⑥ 許可を受けずに広告類を掲示し、又はまき散らす行為
- ⑦ 許可を受けずに寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供する行為
- ⑧ 許可を受けずに、写真、映画等の撮影その他これに類する行為
- ⑨ 許可を受けずに、テレビ、ラジオ等の中継及び録画その他これに類する行為
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、市長が科学館の管理上支障があると認める行為

(6) 指定管理者の指定の申請に係る書類を規定する。

- ① 指定申請書(団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。)
- ② 事業計画書
- ③ 科学館の管理に係る人員の配置計画に関する書類
- ④ 科学館の管理に関する業務の収支予算書
- ⑤ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(7) 開館時間外におけるプラネタリウムドーム等の使用を許可する時間について市長が定める旨を規定する。

3. 施行予定日

令和4年7月1日